



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日 本 金 銭 機 械 株 式 会 社  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 上 東 洋 次 郎  
(コード番号：6418 東証・大証第 1 部)  
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 副 本 部 長 高 垣 豪  
電 話 (06) 6703-8400 (代表)

### 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部改定及び継続について

当社は、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、平成 18 年 6 月 28 日開催の第 53 期定時株主総会におけるご承認を得て、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するための当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。導入後の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、平成 20 年 6 月 26 日開催の第 55 期定時株主総会におけるご承認を得て、その内容を一部改定のうえ継続しております（以下、現在継続中のプランを「現プラン」といいます。）。現プランは、平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 58 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって、その有効期間が満了することになります。

当社では、現プラン導入後も、法令等の改正や社会情勢の変化等、買収防衛策をめぐる動向や議論の進展を踏まえ、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、その継続の是非及び内容変更の要否について検討を重ねてまいりました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会において、会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定される当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの内容を一部改定したうえで、これを継続することについて決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランにおける現プランからの主な改定箇所は以下のとおりです。

- ①取得条項付新株予約権を取得する場合の対価に関する修正
- ②大規模買付者に対する追加情報の提供を要求する場合の期限に関する修正
- ③取締役会評価期間の延長規定に関する修正
- ④株券電子化に伴う所要の修正

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 4 名全員が出席しており、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を採ることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業価値最大化に向けた取組みの概要

当社は、昭和 30 年の創業以来、永年にわたって培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と強固な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、流通、金融及びゲーミング市場向け各種紙幣関連ユニットのほか、各種自動販売機、精算機、情報端末機など、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴のある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境や、セキュリティ体制作りに寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

また、当社では企業価値の向上を実現するため、前「中期経営計画」に引続き、平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 3 ヶ年を計画期間とする新たな「中期経営計画」の策定を進めております。この中期経営計画を確実に実行し、成果を挙げることが、これからの当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保するためには必要不可欠であると考えております。

なお、平成 19 年度より株主の皆様への利益還元につきましては連結配当性向 30%以上という方針を掲げておりますが、今後も当該方針に従った利益還元を積極的に実施してまいります。

さらに企業にとってコーポレートガバナンス、並びにコンプライアンスの強化が、ますます求められております。当社では、これらを経営の重要課題として位置付け、取組みを続けることで更なる企業価値の向上に努めてまいります。

## 2. 「中期経営計画」の基本方針

平成 19 年に策定いたしました平成 23 年 3 月までの 3 ヶ年計画「The JCM Globalization」は、リーマン・ショックを契機とした世界的な経済環境の急激な悪化、不透明さを背景に、計画の見直し・凍結せざるを得ない状況となり、計画の見直し・凍結後は、最優先課題として緊急避難的な経営改善と抜本的な経営改革に取り組んでまいりました。

その間、従来からの課題に対して見直しを図り、i. 国内はもとより海外の販売拠点の再構築、ii. 新製品・システムの技術開発、iii. M&Aをはじめとした戦略的パートナーとのジョイント、iv. コスト削減を中心とする社内構造改革等、様々な施策を実施し、経営基盤の再構築・強化に努めてまいりました。その結果、経営基盤の強化について一定の成果が認められたことなどから、これらを基礎として、今年度より新たに新中期経営計画をスタートさせることといたしました。

上記の主旨に基づいた「新中期経営計画」につきましては、現在最終取りまとめの段階にあり、具体的内容につきましては、完成後速やかに開示いたしますが、その中で取り上げるべき基本方針としては、下記の 3 項目を掲げております。

### ①注力すべき市場への経営資源の集約

当社では、貨幣処理機器の分野における海外ゲーミング市場、国内外コマース市場、国内遊技場向機器事業を主たる事業として位置付けており、これらの事業へ経営資源を集中投入するため、これまでに金銭登録機（POS）、耐火金庫事業からの撤退、環境関連事業の縮小などを進めております。さらに、注力すべき市場においては、技術革新に基づく製品の機能向上などによる既存市場の確保に努める一方で、製品単体の販売にとどまらず、i. あらゆる分野におけるお客様のニーズに応じた製品相互の接続、通信体系などを含めたシステム事業の展開、ii. 経済発展に伴い、貨幣処理の自動化の動きが加速しつつある新興国市場への積極的展開、iii. 戦略的 M&A の実行により当該市場での更なるシェア拡大を目指してまいります。

### ②お客様への提案力の強化

当社が得意とする貨幣処理技術については、当社固有の要素技術のレベルアップによる基礎開発に加えて、外部との提携による新規技術の積極的な導入や、お客様の声を活かしたカスタマイズ等を通じた製品完成度の向上など、その発展のための要素は多岐にわたります。

当社製品の特徴のひとつに、多くの製品がお客様の使用状況等に応じてカスタマイズを行っていることが挙げられます。この強みを活かすため、あらゆる手段を駆使して技術力の更なるレベルアップを図るとともに、システム事業など先進型事業の提案を通じて、提案型営業の強化に注力してまいります。

### ③収益構造の見直し

当社グループは、開発、生産、販売等の機能に応じて各拠点にグループ会社を設置し、各機能を有機的に結合させる、いわゆる垂直型連結を特徴とする展開を行っており、世界市場での競争力の強化のために、既に販売、生産など多くの機能を海外展開しております。

しかしながら、国内産業の空洞化等を理由として、国内における事業展開に無策を決め込むつもりはなく、国内を含め、それぞれの地域の特徴を活かした機能を強化する一方、業務効率優先を前提とした統廃合と効率化を視野に、組織のスリム化・再編を進めるとともに、今後は報告セグメントごとの収益体制の明確化のために、水平連結も視野に入れた最適なグループ体制の構築を目指してまいります。

以上のように、成長が期待できる分野に軸足を置いた事業活動への注力、経営資源の集中的な投入により、売上規模よりも収益性を重視した経営に取り組むこととし、その成果を株主の皆様積極的に還元してまいります。

### 3. 利益還元方針

利益還元方針につきましては、利益配分に関する基本方針として連結配当性向を30%以上とするとともに、安定・継続性よりも、業績に基づいた成果配分としての位置付けをより明確にすることとしております。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ.に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続するものであります。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

なお、当社の平成23年3月31日現在の大株主の状況は【別紙1】のとおりであり、同日現在、当社の発行済株式総数の約38%は当社役員及びその関係者によって保有されております。しかし、当社は上場会社であることから、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、現時点の当社株主の多くは個人株主であり、その各々の事情に基づき当社株式の譲渡その他の処分によってその保有株式が散逸していく可能性は否定できず、今後当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある株式の大量買付けがなされる可能性があります。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが引続き必要不可欠であると判断し、本日開催の取締役会において、現プランの内容を一部改定したうえで、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、これを継続することを決定いたしました。

なお、本プランの継続を決定した時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

### 2. 本プランの内容

#### (1) 対象となる買付け等

本プランにおいては、次の①又は②に該当する買付けがなされる場合（当社取締役会が予め同意した場合を除く）に、本プランに定める手続に従っていただくことといたします。

①当社が発行者である株券等（注1）について保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付け

②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有

割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注2：金融商品取引法第27条の23第3項に規定する保有者を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注3：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注4：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下、②において同じです。

注5：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注6：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注7：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下、別段の定めがない限り同じです。

## (2) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等が買付け又はその提案（以下、併せて「買付け等」といいます。）を行う場合には、まず、その実施に先立ち、当社に対して当該買付者等が買付けに際して本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。

意向表明書は当社の定める書式によるものとし、買付者等の名称・住所・設立準拠法・代表者の氏名・国内連絡先・買付け等の概要を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限りません。

次に、当社は、意向表明書受領後10営業日以内に、買付者等に対し、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成等のために提供していただくべき情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを交付いたします。提供していただく情報の具体的内容は、買付者等の属性、買付け等の内容により異なりますが、項目の具体例としては以下のものが挙げられます。なお、かかる情報を提供していただく際の使用言語も日本語に限りません。

### (a) 買付け等の具体的内容

- ①買付けの目的、方法及び内容（買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の確実性等を含みます。）
- ②買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ③買付対価の内容（価額・種類等）、対価の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）
- ④買付資金の裏付け、買付者等に対する資金の供与者（実質的供与者を含みます。）の具体的な名称及び資金の調達方法（関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤買付けを行った後の当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等の内容
- ⑥買付け後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係人の処遇方針
- ⑦その他当社が合理的に必要と判断する情報

### (b) 買付者等に関する事項

買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的な名称、資本構成、経歴又は沿革を含みます。）、事業内容、財務状態、経営状態及び業績、過去の企業買収の経緯及びその結果、過去の法令違反行為の有無とその内容、役員の内歴等

当社は、当初提供していただいた情報だけでは、株主の皆様の判断に資する意見を形成するには不十分であると考えられ、かつ追加情報の必要性につき特別委員会からも書面による賛同を

得られる場合、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくよう要請いたします。ただし、買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）は、本必要情報のリスト発送日から起算して 60 日を上限として設定され、本必要情報が十分に揃わない場合でも情報提供期間が満了したときは、買付者等との情報提供に係るやりとりを打ち切って、下記（3）の手続に入るものいたします。

なお、当社取締役会は意向表明書が提出された事実については適切に開示し、当社に提供された情報については、当社が必要であると認めた場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

### （3）買付内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

当社取締役会は、上記（2）に基づき当社が求めた情報が十分に揃ったと認めた場合又は情報提供期間が満了した場合には、その旨を買付者等に通知し、かつ速やかにその旨を開示するとともに、当社取締役会によるこれらの情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは当該買付け等に対する意見形成、代替案の策定等を行うための時間的猶予として、当該買付け等の内容に応じて下記①又は②による期間（以下、「評価期間」といいます。）を設定いたします。買付けは、この評価期間が経過した後初めて実施され得るものいたします。

①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合には 60 日（初日不算入）

②その他の買付けの場合には 90 日（初日不算入）

当社取締役会は、評価期間内において、買付者等から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、必要に応じて、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当該買付内容を改善させるために当該買付者等と協議・交渉を行うとともに、株主の皆様に対する代替案の提示を行うものいたします。

なお、当社取締役会は、評価期間内に本プランの発動又は不発動に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で評価期間を最大 30 日間（初日不算入）延長することができます。この場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

### （4）特別委員会による勧告

#### （a）特別委員会について

当社は、上記（3）に定める買付者等との協議、交渉、評価期間の延長及び下記（b）に定める発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、【別紙 2】特別委員会規程に定められた手続に従い、買付者等の買付内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。

特別委員会が評価・検討等を行うに当たっては、その判断が企業価値の向上、株主の皆様との利益に適うものとなることを確保するため、当社の費用により独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしています。

特別委員会の決定は、原則として構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して最終的な決定を行います。

特別委員会を構成する委員は3名以上とし、概要として以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任され、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者をいいます。なお、特別委員会の委員の氏名及び略歴は【別紙3】のとおりであります。

- ①現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」といいます。）の取締役（但し、社外取締役を除きます。以下同じ。）、又は監査役（但し、社外監査役を除きます。以下同じ。）等になったことがない者
- ②現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の親族でない者
- ③当社等との間に特別利害関係がない者
- ④実績ある法人経営者、弁護士、公認会計士若しくは有識者又はこれらに準ずる者

(b) 特別委員会による本プラン発動の勧告

特別委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由（以下、「発動事由」といいます。）のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動（具体的な対抗措置の内容は下記（6）に記載のとおりであります。）を勧告いたします。

- ①本プランに定める手続を遵守しない買付け等である場合
- ②次の（i）から（iv）までに掲げる行為等により、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合
  - （i）買付者等が真に会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求すること（いわゆるグリーンメイラーであること）。
  - （ii）当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業機密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うこと。
  - （iii）当社又は当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること。
  - （iv）当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けること。
- ③強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うこと。）等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
- ④買付け等の条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当なものである場合
- ⑤当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買付け等である場合

但し、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何にかかわらず、上記勧告後買付者等が買付けを撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止又は撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

なお、特別委員会は、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、その発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告するものといたします。

#### (c) 特別委員会による本プラン不発動の勧告

特別委員会は、買付者等が上記（２）及び（３）に定める情報提供並びに評価期間の確保その他本プランに定める手続を遵守していると判断し、かつ買付者等から提供された情報・資料の評価・検討並びに当社取締役会による買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付け等が、発動事由のいずれにも該当しないと判断するに至った場合には、当社取締役会に対して本プランの不発動を勧告いたします。

但し、特別委員会は、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由のいずれかに該当すると認められるに至った場合には、改めて本プランの発動を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

### (5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記（４）による特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定いたします。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要、特別委員会の勧告の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに情報開示を行うものといたします。

また、当社取締役会は、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるよう速やかに株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議するものといたします。当社取締役会は、株主総会において本プラン発動の決議がなされた場合には、株主総会の決定に従い、本プラン発動に必要な手続を遂行いたします。買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本プランの発動又は不発動に関する決議を行うまでの間、又は上記株主総会が開催される場合には当該株主総会において本プラン発動に関する決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものといたします。

なお、発動の決定後に、本プランの発動の中止又は撤回が決定された場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、１株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提にして売買を行った場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (6) 具体的方策の内容

当社取締役会が不適切な買付け等に対抗するための具体的方策は、【別紙４】「新株予約権無償割当ての要項」に記載の新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての方法による発行によります。

本新株予約権の主な内容は、以下のとおりであります。

#### (a) 割当対象株主

本新株予約権の発行に関する決議（以下、「本新株予約権発行決議」といいます。）を行う時に

当社取締役会が定める基準日（以下、「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（但し、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個以上の割合で、本新株予約権を割当てます。

(b) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、別途調整がない限り1株といたします。

(c) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）に2を乗じた数を上限といたします。

(d) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額は、1円といたします。

(e) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当ての効力発生日から3週間を経過した日から6ヶ月を経過した日までといたします。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日といたします。

(f) 本新株予約権の行使条件

①「特定大量保有者」、②「その共同保有者」、③「特定大量買付者」、④「その特別関係者」若しくは⑤「上記①ないし④記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者」、又は⑥「上記①ないし⑤記載の者の関連者」（以下、①ないし⑥に該当する者を「非適格者」と総称いたします。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができます。また、国内外の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、【別紙4】「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(g) 本新株予約権の取得

①当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者の有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができます。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(7) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更

本定時株主総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定

権限の委任期間（以下、「有効期間」といいます。）は、平成 26 年 3 月期に係る定時株主総会の終結の時までといたします。

そして、当社は、平成 26 年 3 月期に係る定時株主総会において、本プランの継続につき株主の皆様のご承認を要するものとし、本プランの継続につき株主の皆様のご承認が得られた場合には、当該定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時まで本プランは引続き効力を有するものとし、以後も同様に、3 年ごとに本プランの継続につき株主の皆様のご意思を確認することといたします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。従って、本プランは株主の皆様のご意向によってこれを廃止させることが可能であります。

また、当社は金融商品取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実、並びに変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

#### IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

##### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

###### （1）本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

###### （2）当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

###### （a）買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

上記Ⅲ. 1. に記載したとおり、本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続されます。

また、上記Ⅲ. 2. (5)「取締役会の決議」に記載したとおり、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、当社取締役会は株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議して、株主総会において本プラン発動の決議がなされることを要するものとしています。

さらに、上記Ⅲ. 2. (7)「本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつその有効期間の満了前であっても、上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、又は当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランへの継続及び廃止は、当社の株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(c) 合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、上記Ⅲ. 2. (4) (b)に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、かかる発動事由は、わが国における裁判例の分析や上記「指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策の在り方を精緻に分析したうえで設定されたものであります。

(d) 特別委員会の設置

当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長及び発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、かかる特別委員会設置の目的に鑑み、上記Ⅲ. 2. (4) (a)に記載する条件を満たす、当社取締役会から独立した者からのみで構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

特別委員会は、特別委員会規程に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定いたします。

(e) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、

かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であることから、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## V. 株主及び投資家の皆様への影響

### 1. 本プランへの改定時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの改定時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

### 2. 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当てによる本新株予約権の発行決議を行った場合、当該決議において定められる割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

### 3. 本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 当社取締役会又は当社株主総会において本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当てによる本新株予約権の発行決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告いたします。

#### (2) 本新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が非適格者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の書式によるものといたします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

#### (3) 本新株予約権取得の手続

当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができる旨と定めた場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得いたします。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付する場合には、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1株の当社普通株式を受領することとなります。そのため、この場合本新株予約権の行使請求書等の送付はいたしません。かかる株主の皆様には、別途ご自身が非適格者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

以上

【別紙1】

大株主の状況（平成23年3月31日現在）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	株	%
上東興産株式会社	4,661,713	17.28
上東 宏一郎	2,707,246	10.03
上東 洋次郎	1,458,283	5.40
株式会社マースエンジニアリング	1,000,587	3.71
上東 保	874,400	3.24
株式会社りそな銀行	629,343	2.33
株式会社三井住友銀行	503,724	1.87
株式会社ヤマオカ	500,000	1.85
日本生命保険相互会社	424,426	1.57
株式会社みずほ銀行	389,058	1.44

（注）出資比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。また、自己株式（2,682,183株）を控除して計算しております。

【ご参考】（平成23年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 118,000,000株
2. 発行済株式の総数 29,662,851株
3. 株主数 17,243名

## 【別紙2】

### 特別委員会規程

#### 第1条（目的）

当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）の特別委員会については、本特別委員会規程による。

#### 第2条（権限及び義務）

特別委員会は、当社に対する買付け等がなされた場合、買付け等の内容について提供された情報に基づき評価・検討を行い、必要があれば、評価期間の延長を勧告したり、当社代表取締役等を通じて買収予定者と交渉するなどにより、買付け等が当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益のために改善されるように努め、最終的に本特別委員会規程の定めるところに従い、第9条に定める発動事由の有無につき判断し、本プランを発動するか否かにつき当社取締役会に対し勧告を行うものとする。

- 2 特別委員会は買付者等から当社取締役会に対して提供された全ての資料及び当社取締役会によるこれらの情報に対する評価等、特別委員会における決議及び勧告のために必要な情報の提出を当社取締役会に求めることができる。
- 3 特別委員会委員は前項に定める事項につき、善良なる管理者の注意をもって行う。

#### 第3条（構成者と役割）

特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

- 2 特別委員会は、特別委員会委員の全員をもって構成する。
- 3 特別委員会委員は、3名以上とする。
- 4 特別委員会委員は、以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任されるものとし、原則として、当社に対する善管注意義務条項等を含む委任契約を当社との間で締結しなければならない。
  - (1) 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（但し、社外取締役を除く。以下同じ。）、又は監査役（但し、社外監査役を除く。以下同じ。）等になったことがない者
  - (2) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の親族でない者
  - (3) 当社等との間に特別利害関係がない者
  - (4) 実績ある法人経営者、弁護士、公認会計士若しくは有識者又はこれらに準ずる者
- 5 特別委員会は、当社に対する買付け等がなされた場合、買付け等の内容について情報収集・検討を行い、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するか否かという観点から意見を述べ、決議に参加しなければならないが、専ら自己又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

#### 第4条（開催）

特別委員会は、第5条の規定に基づき、各特別委員会委員が招集した際に開催する。

#### 第5条（招集権者）

特別委員会は、各特別委員会委員が招集する。

- 2 当社代表取締役社長（代表取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた他の取締役。以下同じ。）は、各特別委員会委員に特別委員会の招集を要請することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から3日以内に特別委員会の招集の通知が発せられない場合は、当社代表取締役社長が特別委員会を招集することができる。

#### 第6条（招集通知）

特別委員会の招集通知は、各特別委員会委員に対し開催日の3日前までに発信する。但し、緊急のときはこれを短縮できる。

#### 第7条（招集手続の省略）

特別委員会は、特別委員会委員の同意があれば、招集の手続を省略して開催することができる。

#### 第8条（決議方法）

特別委員会は、特別委員会委員の全員が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。但し、特別委員会委員がやむをえない理由により欠席した場合には、特別委員会委員の過半数が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。

- 2 特別委員会委員が特別委員会を欠席するときは、原則として開催日の前日までに、その旨を理由とともに書面で事務局に届出なければならない。
- 3 議案に関し特別の利害関係がある特別委員会委員は、決議に加わることができない。

#### 第9条（勧告）

特別委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由（以下、「発動事由」という。）のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して本プランの発動を勧告する。但し、特別委員会は、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、その発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告する。

①本プランに定める手続を遵守しない買付け等である場合

②次の（i）から（iv）までに掲げる行為等により、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合

- （i）買付者等が真に会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求すること（いわゆるグリーンメイラーであること）。
- （ii）当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業機密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うこと。
- （iii）当社又は当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること。
- （iv）当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けること。

③強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うこと。）等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合

- ④買付け等の条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当なものである場合
- ⑤当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買付け等である場合

但し、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何にかかわらず、上記勧告後買付者等が買付け等を撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止又は撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができる。

- 2 特別委員会は、決議の結果を、理由を付して、速やかに当社取締役会に勧告する。
- 3 当社取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。但し、本プランの発動が当社株主総会に付議された場合は、当該株主総会の決議に従う。
- 4 特別委員会の勧告内容については、当該事項についての当社取締役会の決議内容を発表する際に公表する。

#### 第10条（諮問）

特別委員会が必要とするときは、当社取締役、監査役、相談役、顧問、執行役員、会計監査人、従業員その他特別委員会が必要と考えた関係者を特別委員会に出席させて、必要な事項の報告を求め、意見を述べさせることができる。

- 2 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

#### 第11条（議事録）

特別委員会の議事については、その経過要領及び結果を記載した議事録を作成し、出席した特別委員会委員が記名押印する。

- 2 議事録は欠席した特別委員会委員に対し、すみやかに回覧する。

#### 第12条（事務局）

特別委員会の事務局は当社管理本部とする。

#### 第13条（本規程の改廃）

この規則の改廃は、当社取締役会の決議による。

以 上

【別紙3】

特別委員会委員の略歴

- 1 二宮 正司 (このみや しょうじ)  
昭和18年 9月26日生  
昭和50年 3月 神戸大学大学院経済学研究科 博士課程修了  
昭和53年 4月 名古屋学院大学経済学部 助教授  
昭和56年 4月 岡山大学教育学部 助教授  
平成 2年 4月 大阪経済大学経営学部・大学院経営学研究科 教授  
平成23年 4月 大阪経済大学経営学部・大学院経営学研究科 特任教授 (現在)
  
- 2 水野 武夫 (みずの たけお)  
昭和16年11月 7日生  
昭和39年 3月 立命館大学法学部 卒業  
昭和39年 4月 国税庁勤務  
昭和43年 4月 弁護士 (現在)  
平成13年 4月 大阪弁護士会 会長・近畿弁護士連合会 理事長・  
日本弁護士連合会 副会長  
平成18年 4月 立命館大学法科大学院 教授 (現在)
  
- 3 池畑 浩二 (いけはた こうじ)  
昭和22年 3月 5日生  
昭和44年 3月 神戸大学経営学部 卒業  
昭和47年12月 公認会計士佐野泰正事務所 (現 新日本有限責任監査法人) 入所  
昭和48年 3月 公認会計士 (現在)  
公認会計士池畑浩二事務所 開業 (現在)  
平成18年 6月 新日本監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 退職

以 上

## 新株予約権無償割当ての要項

### (a) 本新株予約権の内容

#### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 本新株予約権を取得するのと引換えに当社普通株式を交付（当社普通株式を発行すること又はこれに代わる当社の有する当社普通株式を移転することを併せていう。以下同じ。）する数及び本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに交付する数は、下記(b)に定める数とする。但し、下記3)により対象株式数（下記3)により定義される。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得又は行使により当社普通株式を交付する数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で取得又は行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整に当たり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

#### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額（下記2)により定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額（以下、「行使価額」という。）は、1円とする。

#### (3) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行及び払込取扱場所

本新株予約権発行決議において、当社取締役会が定める。

#### (4) 本新株予約権の行使期間

下記(d)の本新株予約権無償割当ての効力発生日から3週間を経過した日から6ヶ月を経過した日までとする。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

#### (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本金に組入れるものとし、資本金に組入れない額は0円とする。

#### (6) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

#### (7) 本新株予約権の取得

- ① 当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使

期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社取締役会が別途定める日において、下記(e)記載の(1)に定義する「非適格者」以外の者の有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

(8) 合併・会社分割・株式交換・株式移転の場合の本新株予約権に係る義務の承継

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当該時点において取得若しくは行使又は消却されていない本新株予約権に係る義務を、合併の場合には当該合併後存続する会社（以下、「吸収合併存続会社」という。）又は当該合併により設立する会社（以下、「新設合併設立会社」という。）に、吸収分割の場合には当該吸収分割の分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社（以下、「吸収分割承継会社」という。）に、新設分割の場合には当該新設分割の設立会社（以下、「新設分割設立会社」という。）に、株式交換又は株式移転の場合には当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下、「株式交換完全親会社」又は「株式移転設立完全親会社」といい、以上の6者を併せて「存続会社等」という。）に、以下の決定方針に基づき承継させることができる。但し、それぞれの場合について、本新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

1) 承継された本新株予約権の目的たる株式の種類

存続会社等の普通株式

2) 承継された本新株予約権の目的たる株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

3) 承継された各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

4) 承継された本新株予約権の権利行使期間、その他の取得又は権利行使の条件、発行決議の失効等

本要項に準じて、合併、会社分割、株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。

5) 取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権証券の発行制限

本新株予約権証券は、これを発行しない。

(b) 本新株予約権の総数

本新株予約権の無償割当ての基準日（下記(d)により定義される。）最終の発行済株式数（但し、

同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。)に2を乗じた数を上限とする。

(c) 本新株予約権無償割当ての方法及び割当先

本新株予約権の無償割当ての基準日(下記(d)により定義される。)における最終の株主名簿に記録された株主(下記(e)の定めにて新株予約権を行使できない者も含み、自己株式の保有者としての当社は除く。)に対して、その有する当社普通株式1株につき1個以上の割合で本新株予約権を割当てる。

(d) 本新株予約権無償割当ての基準日及び効力発生日

(1) 基準日

当社取締役会が本プランの発動を決定した日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(2) 効力発生日

基準日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(e) 本新株予約権の行使の条件

- (1) ①「特定大量保有者」、②「その共同保有者」、③「特定大量買付者」、④「その特別関係者」若しくは⑤「上記①ないし④記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者」、又は⑥「上記①ないし⑤記載の者の関連者」(以下、①ないし⑥に該当する者を総称して「非適格者」という。)のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- 1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)について、20%以上の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)を保有する者又は20%以上保有することになると当社取締役会が認める者をいう。
- 2) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。なお、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- 3) 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
- 4) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- 5) ある者の「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

- (2) 上記(1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ①当社、当社の子会社又は当社の関連会社
  - ②当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認めた者であつて、かつ特定大量保有者になった後 10 日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者
  - ③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（但し、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
  - ④その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- (3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、1) 所定の手続の履行若しくは2) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は3) その双方（以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (4) 上記(3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、1) 自らが米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、かつ2) その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記1) 及び2) を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (5) 上記(1)ないし(4)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

#### (f) 本新株予約権の行使方法等

##### (1) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書（当該本新株予約権者が非適格者に該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。）に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規（日本証券業協会並びに本邦証券取引所が定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて払込取扱場所に提出し、かつ当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使できるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

##### (2) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(1)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到着した時とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

#### (g) 新株予約権者に対する通知

(1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。

(2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から 14 日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。

#### (h) 金融商品取引法による届出

上記各項については、金融商品取引法による届出を必要とするときは、その届出の効力発生を条件とする。

#### (i) 法令の改正等による修正

法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上